

2007年8月26日

武庫川流域委員会

委員長 松本誠様

吹田市在住

千代延明憲

委員長はじめ委員のみなさまにおかれましては、再開後の武庫川水系河川整備基本方針原案の審議に、新たな川作りへの情熱と後世に負の遺産を残してはならないとの深い思慮のもと、労を惜しまず真摯に取り組まれていることに深い敬意を表します。

さて、本日は河川整備基本方針に直接関係することではありませんが、次のステップを視野にいたした下記の意見を、つたないながら提出させていただきます。ご検討いただければ幸いに存じます。

記

1. 「河川整備計画原案の素案」提示の要請とその審議結果の原案反映の約束取付けを

兵庫県のスケジュールによりますと、「武庫川水系河川整備計画原案」の委員会への提示は2年後の平成21年9月となっておりますが、武庫川流域委員会が「基本方針原案」の審議終了後、「整備計画原案」提示までただ待っているというのは解せません。

何故なら、「整備計画原案」というレベルになったものは、武庫川流域委員会が意見を強く主張する程度では、主要部分の変更は極めて困難になっているものと推測されます。たとえ、担当部署が柔軟に対応しようとしても、「原案」レベルに高められたものは、知事はじめ他部局との調整が概ね終わった結果ですから、相当強固に固まっていると考えるのが妥当です。

そこで、武庫川流域委員会とされて、「兵庫県は、整備計画原案の素案段階でこの素案を委員会に提示する。委員会はこの素案を審議し意見を提出する。兵庫県は、可能な限り委員会意見を原案に反映させる」旨、早急に県と話を詰めていただくことを要望します。

2. 「既存ダム治水活用の具体的検討」への強い関心持続と審議の全面公開要求を

既存ダムの活用、中でも千刈ダムの活用の成否は、武庫川峡谷ダムの要不要を決しかねません。従って、「既存ダム治水活用の具体的検討」の進捗状況および検討内容に流域委員会とされて細心の注意を払われるべきです。既存ダムの治水活用は最初から難易度の高いテーマです。通常の検討ではおそらく「可能」という答えは期待できかねます。常識、慣例、既存枠等にとらわれない、かつ縦割り行政の限界を超えた連携がなければこのようは困難なテーマに画期的ともいえる「可能という答」は出ないと考えます。

流域委員会とされては、「既存ダム治水活用の具体的検討」の「検討会」について、流域委員会委員はもとより一般の傍聴を認めさせ、加えて検討の進捗状況・検討結果を順次適切な方法で流域委員会に報告させることを、兵庫県に約束させていただくよう切望します。

以上

武庫川水系河川整備基本方針について

－原案 1－

1 流域及び河川の概要

(9) 水質

・・・上・中流部では良好な水質を保っており、下流部においても下水道の普及等により環境基準（75%値）を満足しており、良好な水質を維持している。

<意見>

この説明は現実をごまかしています。

- ① 環境基準は生活環境項目だけでも 5 項目の基準がありますが「基本方針修正案」は、生物化学的酸素要求量だけで武庫川が「良好な水質」だと説明しています。しかし他の項目では基準不適合なものもあるので、そのことを明確に説明しなければウソをついたことになります。なお環境基準を達成しているかどうかを判断するために使う 75%値という統計処理をした値も行政努力のための目標なので、除外した 25%の部分で基準不適合の測定値をいくつか隠すことがあります。
- ② 環境基準は欠陥をもっており、それだけでは「きれいな水」の基準にはなりません。
 - * 環境基準に「色」はなく、赤や青や黄色の水でも環境基準に適合します。
 - * 環境基準に「におい」はなく、くさい「におい」がしても環境基準に適合します。
 - * 環境基準に「温度」はなく、魚が死ぬような高温でも環境基準に適合します。

私達が川の水を汲んでみて「きれいだ」と感じるのは、「色」はなく透きとおっており、「におい」もなく、「つめたく」てそのまま飲めそうだと感じる場合ですが、環境基準はこれを無視しています。

また湖沼や海域では設定されている富栄養化のもととなる窒素や磷の栄養塩類の基準が、河川では設定されていません。
- ③ 環境基準の類型は水の利用目的に応じて区分していますが、この区分が私達住民の願いとかけ離れています。
 - * 三田市大橋から上流は「A類型」で、これは「水道 2 級、水産 1 級、水浴以下」の利用目的です。
 - * 大橋から仁川合流点までは「B類型」で、これは「水道 3 級、水産 2 級以下」の利用目的です。この水は「水浴」つまり「水泳や水遊び」はダメです。

* 仁川合流点から河口までは「C類型」で、これは「水産3級、工業用水1級以下」の利用目的です。この水は「水道」に使えず、もちろん「水泳や水遊び」もダメです。なおそれより下級の「D類型」以上なら農業用水に使えるので、武庫川の水はすべて農業利用には使えます。

「よい子は川で遊ばない」「水泳禁止」などの看板があれば「水難事故への危険防止」の意味だと思いますが、三田市大橋から尼崎市・西宮市の河口までの環境基準の類型では「川の水がきたないので水泳や水遊びは禁止」という看板が必要なのです。

私達武庫川流域の住民にとって、この状態を「良好な水質」だとは言えません。三田市相野の大橋より下流では「水泳や水遊び」はダメで、さらに西宮市や尼崎市では「水道」にも使えない環境基準なのです。

④ 環境基準を川のすべての地点でチェックして川の現況評価をするべきなのに、そうしていない欠陥があります。武庫川本流では12地点（さらに支流では20地点ある）で水質測定をしていますが、環境基準のチェックポイント（環境基準点）としているのは3地点だけです。つまりわずか3地点のチェックだけで「環境基準を満足しており、良好な水質」と評価しています。

したがって、環境基準を課題にしたとしてもすべての測定地点を環境基準にてらしてチェックし武庫川の状況を説明しなければなりません。

－修正案1－

(9) 水質

・・・上・中流部では近年は比較的良好な水質で、下流部においても下水道の普及等により改善されつつある。環境基準点（3地点）における生物化学的酸素要求量の測定値は環境基準（75%値）を満足しているが、他の項目では不適合なものもある。また環境基準点ではない地点（本流9地点、支流20地点）でも基準と比較すると超えるものがある。さらに環境基準には色、におい、水温などが設定されておらず、また富栄養化のもとになる窒素やリンの栄養塩類の基準もないので、良好な水質の判断には別の基準による評価が必要とされる。現状の環境基準の類型指定によれば、三田市大橋より下流では水泳や水遊びはできず、仁川合流点より下流では水道にも利用できない基準となっている。

－原案2－

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

⑤ 良好な水質の向上

・・・関連機関や地域住民と連携して更なる水質の向上につとめる。

<意見>

武庫川の流域住民にとってどんな水質であってほしいかを具体的に書くべきだと思います。特にこども時代に武庫川で自由に「泳いだり、魚をとったり、水遊びをした」世代にとっては、なんとかそんな状態を回復してほしいという思いには切実なものがあります。知事が先頭になり兵庫県が推進している森川海再生プランは、いまから半世紀ほど前の、そんな時代を取り戻そうとする意欲を示しています。

一修正案 2 一

⑤ 良好な水質の向上

・・・関連機関や地域住民と連携し、泳いでもよい水遊びしてもよい水質をめざして更なる水質の向上に努める。

武庫川流域委員会への申入書 住民団体名一覧表(第52回流域委員会以降)

平成19年9月12日時点

番号	日付	団体名	代表者名	備考
1	8月17日	すずらん山岳会	代表 大谷邦子	
2	8月17日	ハイキングクラブ”あすなろ”	三上順子	
3	8月19日	垂水勤労山岳会	会長 羽根田幸義	
4	8月20日	メラピーク(神戸)KOBE	代表 有元真理子	
5	8月20日	三田の水とみどりを守る会	代表世話人 松下和美	
6	8月21日	ハイキングクラブレディバード	内藤侑子	
7	8月22日	北摂山の会	会長 藤原稔彦	
8	8月22日	山の会アルプス	会長 岸田優子	
9	8月23日	春風山岳会	作田満洋	
10	8月23日	明石山の会	会長 長友勝三	
11	8月26日	神戸ハイキングクラブ	鈴木康夫	
12	8月27日	神戸港山の会	代表 勝本治	
13	8月30日	山の会かじか	会長 田中巖	
14	8月30日	尼崎山の会	寺岡均	
15	8月30日	婦人民主クラブ 阪神支部	木下陽子	
16	8月30日	兵庫県勤労者山岳連盟	往田純子	
17	8月31日	国民春闘西宮・芦屋地域共闘委員会	議長 坂好夫	
18	8月31日	西宮・芦屋地域 労働組合総連合	議長 坂好夫	
19	8月31日	千趣会パート労働組合	執行委員長 赤松房江	
20	8月31日	西宮・芦屋民間保育所等労働組合	執行委員長 森井あゆみ	
21	8月31日	全日本年金者組合西宮支部	執行委員長 阿波角孝治	
22	8月31日	西宮・芦屋地域 労働組合	執行委員長 坂好夫	
23	8月31日	平和と民主主義を進める西宮・芦屋の会	議長 坂好夫	
24	8月31日	段上8丁目A自治会	自治会長 大野民江	
25	8月31日	西宮市甲陽園東山町の緑と環境を守る会	前川協子	
26	8月31日	憲法勉強会ベアテの会	四津谷薫	
27	8月31日	西宮さくらんぼ合唱団	福田和郎	
28	8月31日	武庫勤労者山岳会	新村文幸	
29	8月 日	兵庫県勤労者山岳連盟	会長 玉井進吾郎	
30	8月 日	西宮勤労者山岳会	広瀬義秋	
31	8月 日	東灘勤労者山岳会	吉田武一	
32	8月 日	西宮北口勤労者山岳会	会長 池田幸雄	
33	8月 日	摩耶山友会	会長 川原田俊	
34	9月5日	甲山勤労者山岳会	会長 淵上勝之	
35	9月7日	西宮市職員労働組合	執行委員長 坂好夫	

住民団体の申入書の内容

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

兵庫県は、昨年8月の武庫川流域委員会の「武庫川の総合治水へ向けての提言」を受けて河川整備基本方針の原案をまとめ、2007年7月6日、第50回流域委員会に提示しました。

武庫川流域委員会は学者、住民参加のもと2004年3月に第1回会議を開いて以来、2年余、1000時間の討議のすえ、意欲的な提言をまとめました。

提言にはいくつかの特徴がありますが、中でも重要な提言の特徴は総合治水についてです。それは、全国の部分的な総合治水の経験に学びながら、全面的な総合治水へ取り組んだことを特徴としています。

詳細な流域対策、学校、公園、水田、ため池による一時貯留、森林対策、既設ダムの治水利用などの提言でした。流域対策について提言は超長期の治水も考慮して、発想の転換と制度改善を挙げています。

しかし、今回の県当局提示の「基本方針原案」は、基本高水ピーク流量の構成から「流域対策による流出抑制量」を外して別枠計上として、基本高水のピーク流量は「洪水調節施設による調整流量」と「河道への分配流量」と固定して、論議を河道と洪水調整施設へ限定して、結局河道を掘り広げ、新しいダムを造ればよいとの従来形の発想にとどめる原案の提示となりました。全国の長期治水計画ではダムを造ったが、全体の計画は未完成のままという例もみられます。

基本方針の実現に何年かけて行うのかも全く明らかではありません。

武庫川環境調査も、新規ダムを前提にした調査でしかありえない特定の植物についてのみの移植実験などを強行していますが、当面20～30年間は新規ダム不要とした、流域委員会の提言を、無視した対応であり、許されません。

武庫川河川整備基本方針は武庫川流域委員会の提言に則り、流域対策、総合治水の位置付けを明確にし、河川環境を重視した河川整備基本方針となるように、慎重審議を申し入れます。

年 月 日

団体署名

団体名は別紙参照